

いきいきはまっ子からの



お知らせ

運営：NPO 法人 みんな集まればまっ子クラブ

理事長：加藤 典男

事務局：村上 晶子

電話番号・FAX：045-351-0299

携帯番号：080-4414-2979

キッズ HP: <https://www.hatsunegaoka-kidsclub.com>



日に日に暑さが増してきました。皆様いかがお過ごしでしょうか。日頃から保護者の皆様には、キッズの活動においてご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、すすく【区分 2A/2B】の7月と8月の夏季休業期間中の児童の受け入れは朝8時からとなり、利用料が変更されます。下記の表をご覧ください、**7月4日(金)まで**に月額利用料の納入をお願いいたします。



	すすく（ゆうやけ） 【区分 2 A】	すすく（ほしぞら） 【区分 2 B】
利用料金	2,500 円 【2,000 円 + 500 円】	5,500 円 【5,000 円 + 500 円】

◇減免適応について◇

生活保護世帯/就学援助申請世帯/市民税所得割非課税世帯については、すすく【区分 2A/2B】の月額利用料が次のとおり減免されます。

利用区分	減免後の利用料金
すすく（ゆうやけ）【区分 2 A】	0 円 【2,500 円が上限額】
すすく（ほしぞら）【区分 2 B】	3,000 円 【2,500 円 + 500 円】

月額利用料金以外（おやつ代、プログラムの材料費などの実費、ゆうやけ【区分 2 A】の延長料金（400 円/回）、保険料）は、減免の適応対象ではありません。

★就学援助申請をされた保護者様★

4月当初に就学援助申請をされた方は、7月下旬に学校よりお手紙が送付されます。就学援助申請審査結果及び支給についてのお知らせのコピーを必ずキッズクラブ主任に提出をお願いします。4月以降にお支払いを頂いた利用料の過払い金について遡って減免が適用されます。（減免額を後日返金いたします）※年度途中で申請をされた方は、対象となる事由が発生した月からの減免適用となります。審査の結果、減免の対象が適用されない場合は遡って、通常料金をいただきます。

★市民税所得割非課税世帯★

最新の非課税証明書(6月)をご用意願います。世帯での非課税確認となりますので、世帯全員の証明書をご提出ください。

★児童扶養手当証書★

有効期限が切れた後に新しい児扶証書の確認ができない場合は、翌月以降減免の対象となりません。

★生活保護世帯★

保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】をキッズまでご提出ください。